

委員による現場視察及び地元関係者との意見交換について

平成29年11月15日
原子力規制委員会

平成29年11月1日の第47回原子力規制委員会における議論（原子力規制委員会5年間の振り返りについて）を踏まえ、今後、以下の要領により、委員による原子力施設の視察及び地元関係者との意見交換を行うこととする。

1. 基本方針

今後の継続的な取り組みとして、委員は手分けして国内の原子力施設を訪問し、現場の状況を把握する。併せて、現地のオフサイトセンターにおいて、当該原子力施設に関する規制上の諸問題について、被規制者に加えて希望のある地元関係者を交えた意見交換を行う。

2. 対象施設

新規規制基準適合性に関する許可を受けた原子力発電施設を中心とする。

3. 意見交換の形式

- ① 現地のオフサイトセンターにおいて、「施設の状況等に関する委員と被規制者との議論」及び「地元関係者を交えての意見交換」を行う。
- ② 地元関係者としては、UPZ圏内の道府県及び市町村を代表する者及びその者が選んだ追加1名までの参加を募ることとする。

4. 公開方針

オフサイトセンターにおける意見交換については、資料、議事録、動画を会議終了後に公開する。また、報道機関による傍聴を可能とする。

5. 他の活動との関係

本取り組みの導入に合わせ、別途東京で月1回の頻度で実施している経営責任者との意見交換の頻度を見直すとともに、被規制者の経営責任者が現地意見交換等に参加する場合、東京での意見交換を省略するものとする。